国税収納金整理資金事務取扱規則等の一部を改正する省令要旨

- 1 関税定率法等の一部を改正する法律及び関税定率法等の一部を改正する法律 の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、次により関係省令 の整備を行うこととする。
 - (1) 国税収納命令官等が日本銀行から納付受託者の納付に係る領収済通知書の送付を受けたときに行う資金徴収簿への登記について、所要の規定の整備を行うこととする。(国税収納金整理資金規則第24条関係)
 - (2) 税関職員が納付受託者の事務所に立入検査を行う際に携帯する身分を示す証明書について、所要の規定の整備を行うこととする。(税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令関係)
 - (3) 納付受託者が備え付けなければならない帳簿の書式、納付受託者に対する納付委託の対象、納付受託者の指定の基準その他の納付受託者に係る規定の整備を行うこととする。(関税法施行規則第1条の5、第1条の8から第1条の16、別紙第2号書式及び別紙第3号書式関係)
 - (4) 担保の提供手続において、その担保の種類に応じて必要となる書類を明確にするため、所要の規定の整備を行うこととする。(関税法施行規則第2条関係、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則第19条関係)
 - (5) 納付受託者が備え付けなければならない帳簿について、電磁的記録の保存及び電磁的記録による作成を可能とするため、所要の規定の整備を行うこととする。(財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条、別表第1及び別表第2関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、令和3年4月1日から施行することとする。